

緊急特別無利子貸与型奨学金の募集要項

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、アルバイト収入が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著となり、学業の継続が困難な学生に対して、令和4年度に限り（令和5年3月まで）、実質無利子にて特別の貸与を行う日本学生支援機構「緊急特別無利子貸与型奨学金」の募集の案内がありました。

申請を希望する学生は本要項を確認の上、手続きを行ってください。

1. 対象者

学部生、大学院生

※外国人留学生、留年中の者、日本学生支援機構第二種奨学金の貸与を受けている者は申請できません。

2. 申し込み期間

随時、申し込みを募集します。

3. 貸与期間

貸与始期：「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月を選択

貸与終期：令和5年3月までの貸与となります。（令和4年度限りの貸与となります）

4. 貸与金額

学部生 2～12万円から1万円単位で選択

大学院生 5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択

※学部生、大学院生ともに入学月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、条件を満たすことにより、入学月の基本月額に増額して貸与を受けることができる「入学時特別増額貸与奨学金」制度があります。

5. 出願要件（以下の全てに当てはまることが要件です。）

①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること。

学力基準、家計基準、在留資格については、日本学生支援機構のWebサイトにて確認してください。

学部生 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html

大学院生 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html

※学部生の学力基準は前年度までに下記の単位を修得していることとなります。

在学年次	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
単位数	入学をもって不問	31単位修得	62単位修得	93単位修得

②推薦時点で、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと

※「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和4年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった。等

6. 申し込み方法について

学生支援課奨学金専用ダイヤルに電話をしてください。

TEL 0725-51-7836（受付時間：平日9：10～16：40）

以上